

交通誘導員の配置に関する特記仕様書

(交通誘導員の設計計上数量)

第1条 本工事の施工に際しては、交通誘導員 A を 人、交通誘導員 B を 人計上しているので、配置場所等については、監督員と協議するものとする。

(安全対策)

第2条 請負者は、工事の施工に当たって交通整理等を行うときは、一般交通に支障を来すことを未然に防ぎ、もって公共工事の円滑な執行に資することを理解し、適正に工事を実施しなければならない。

2 請負者は、工事の施工に当たって、交通整理等を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員と協議を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

3 請負者は、工事の施工に当たって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真、交通整理員勤務実績表(様式-13)、及びその他の資料(出役表等)と併せて提出しなければならない。

4 本工事において交通誘導等を行うときは、愛媛県土木工事共通仕様書(平成18年6月30日付け愛媛県告示第986号)第1編1-1-37安全対策によるほかは、この特記仕様書によるものとする。

(検定合格警備員)

第3条 検定合格警備員に相当する交通誘導員 A を設計計上している工事においては、「検定合格警備員の配置に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

2 着手に先立ち、検定合格警備員証明書(様式-12)と検定合格証の写し、及び交通誘導員 A の配置位置を表した配置図を提出しなければならない。

3 工事完了時においては、交通整理員勤務実績表(様式-13)の備考欄へ配置した検定合格警備員の氏名を記入し、その他の資料(交通誘導員 A の配置写真、交通誘導員 A の出役書等)と併せて提出しなければならない。

(その他)

第4条 交通誘導員について、道路管理者、警察、住民等から意見があった場合は、監督員へ報告し、協議を行うものとする。

2 交通誘導員の誘導状況写真として、交通誘導員の配置状況と一般車両及び工事車両、通行者、作業員が写った全景写真を撮影すること。

3 交通誘導員の数量は、交通誘導員を要すると想定される主な工種の標準作業日数を用いている。

4 現場代理人は、交通誘導員の点呼を取り、交通誘導員の健康状態や交通整理状況を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社へ連絡し、交替を要請すると共に、交替要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する作業を控えること。

5 第1条に記載している交通誘導員の数量は、概数として取り扱わないこと。(適正な安全費を積算し、施工条件明示を行うために算定したものである。)

ただし、施工数量に変更が生じた場合において、これと連動する交通誘導員の計上日数に変更となる場合は、監督員と協議の上、設計変更することができる。